

2006年9月14日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2006年9月6日付けで諮問（第215号）された介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

介護保険制度は、介護を要する者が自らの選択により多様な主体からサービスを総合的に受けられる仕組みを創設するとともに、社会保険方式により給付と負担を明確にし、国民の福祉の増進を図るため、2000年（平成12年）4月から始まった制度である。

介護保険の財源は、65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）が納める保険料と、公費である。保険者である市町村は、第1号被保険者に対し、特別徴収（年金からの天引き）または普通徴収（納付書または口座振替による自主納付）の方法で介護保険料の賦課徴収を行い、適正な財源確保に努める義務がある。

しかし、高齢者を取り巻く経済情勢は、年金支給額の削減や税制改正による負担増などのため、厳しい状況下にある。また、制度不理解や保険料改定等に

より、滞納額、滞納者数、不納欠損額は年々増加しており、平成17年度決算では徴収率が96.99%に落ち込み、滞納者の延べ人数は3,000人を超えるに至った。

また、保険料の未納が長期に渡る滞納者に対しては、本来1割の利用者負担が3割に引き上げられる等、介護保険の給付が制限される制度（給付制限）になっているため、滞納は被保険者にとっても不利益となる。

保険料は事業運営上の重要な財源であること、また、給付制限について滞納者に事前に周知し、給付制限を未然に防ぐためにも、滞納整理事務の重要性が問われている。

なお、介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務を行うにあたっては、被保険者の氏名、生年月日、住所、世帯状況、所得・課税状況、保険料納付・収納状況などの個人情報を取り扱うことになるが、被保険者の数が多数であること及びこれら多量のデータを正確かつ効率的に処理するため、1999年（平成11年）8月18日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会に「介護保険受給者管理業務等に係るコンピュータ利用について」諮問をし、同年8月25日の答申により承認を受け、「藤沢市介護保険システム」として管理している。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

介護保険料の滞納整理については、現在、市内を南・中・北の3地区に区分し、各地区3名体制（南地区は2名）で行っている。しかし、現行の介護保険システムでは、滞納整理に関する業務が提供されておらず、交渉記録や交渉日程が管理できないため、介護保険システムから必要事項を抽出して出力した「滞納整理票」に、介護保険システムで検索した異動情報・収納情報と、滞納者との交渉記録・経過等を、随時手作業で補筆しながら管理している。

しかし、紙ベースによる滞納者管理には、次のような問題がある。

ア 既に納付済の被保険者に対して電話催告・訪問催告をしないよう、事前にホストコンピュータの運用時間内に端末で収納状況を確認し、滞納整理票に転記しなければならない。

イ 新年度の滞納整理票が打ち出される度に、各地区ごとに仕分けし、古い年度の滞納整理票と付け合わせなければならない。

ウ 少額で分納している滞納者については、1期に複数回の収納があるため、滞納整理票への記載が難しく、正確な未納額がわかりづらい。

エ 滞納整理票は、不納欠損等で徴収すべき金額がなくなった場合でも、滞納者が給付制限となった際の市側の資料とするため、最低でも10年間保存する必要がある。

オ 催告期間については、滞納整理票から手計算で催告対象金額と催告期間内の収納金額を累計しなければならない。

そこで、滞納整理事務をシステム化し、藤沢市介護保険システムに追加することにより、事務処理の適正化・効率化を図り、職員が本来密に行うべき滞納者への電話催告・訪問徴収・納付相談などの時間確保を通じて、滞納者の情報を正確に把握し、よりきめ細かな対応が可能となる。その結果、給付制限の抑制や未収金確保につながる。

また、本システムの活用により、事務の省力化、ペーパーレス化を実現し、さらには滞納情報の緻密な分析が随時可能となることから、効率的な滞納整理計画の立案が可能となる。

以上のような理由から、新たに滞納整理事務をシステム化することで、効率的な滞納整理事務処理体制の確立と合理化を図るものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

滞納整理事務のシステム化に伴い取り扱う個人情報は次のとおりである。

被保険者番号、氏名、性別、生年月日、住所・電話番号、続柄、世帯構成、住民異動状況、資格取得情報、資格喪失情報、各種事務手続年月日、老齢基礎年金等受給状況、所得・課税状況、生活保護受給情報、老齢福祉年金受給情報、金融機関等の口座情報、保険料賦課状況、保険料納付・収納状況、滞納処分情報、要介護度、認定有効期間、サービス受給情報、給付情報

なお、「続柄、要介護度、認定有効期間、サービス受給状況、給付情報」については、1999年（平成11年）8月25日付けで承認を受けた「介護保険受給者管理業務等に係るコンピュータ利用について」のうち、「介護保険料納付記録管理業務」について、取り扱う個人情報の範囲に記載漏れのあった項目であったが、業務で必要な項目であり、今までも取り扱ってきたため、こゝであわせて追加するものである。

「続柄」については、介護保険法第132条第2項及び第3項により、普通徴収による保険料の納付義務を、本人の他に世帯主と配偶者にも連帯で負わせているため必要となる個人情報である。

「要介護度、認定有効期間、サービス受給状況、給付情報」については、要支援・要介護状態となった滞納者に優先的に滞納整理を行うために必要な個人情報であり、滞納者が給付制限にかからないようにする目的で利用するもので、認定申請の際に本人から個人情報使用の同意を得ている。

(4) システムの機器構成について

ア サーバ NEC Express 5800/120Rh-2（新設）
イ クライアント 6台（既存の業務系端末と共用）

ウ ソフトウェア NEC

「介護保険Webソリューションシステム(GUシリーズ)」

(5) 安全対策について

ア サーバ(新設)の設置場所

入退室管理システムを備えた新館3階のサーバ室(各課共用)に設置し、情報システム管理者及び情報システム担当者以外の入室を防止する。

イ クライアント端末(既存)に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課職員以外の不正アクセスを防止する。

ウ 介護保険Webソリューションシステム(GUシリーズ)に係る操作者の制限システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課資格・保険料担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市介護保険システム個人情報取扱要領」を遵守する。

(6) 実施年月日

2006年10月1日

(取り扱う個人情報のうち、「続柄、要介護度、認定有効期間、サービス受給状況、給付情報」については1999年10月1日。)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

実施機関の説明によれば、コンピュータ処理をする必要性は、次のとおりである。

介護保険料の滞納整理については、現在、市内を南・中・北の3地区に区分し、各地区3名体制(南地区は2名)で行っている。しかし、現行の介護保険システムでは、滞納整理に関する業務が提供されておらず、交渉記録や交渉日程が管理できないため、介護保険システムから必要事項を抽出して出力した「滞納整理票」に、介護保険システムで検索した異動情報・収納情報と、滞納者との交渉記録・経過等を、随時手作業で補筆しながら管理している。

しかし、紙ベースによる滞納者管理には、次のような問題がある。

ア 既に納付済の被保険者に対して電話催告・訪問催告をしないよう、事前にホストコンピュータの運用時間内に端末で収納状況を確認し、滞納整理票に

転記しなければならない。

イ 新年度の滞納整理票が打ち出される度に、各地区ごとに仕分けし、古い年度の滞納整理票と付け合わせなければならない。

ウ 少額で分納している滞納者については、1期に複数回の収納があるため、滞納整理票への記載が難しく、正確な未納額がわかりづらい。

エ 滞納整理票は、不納欠損等で徴収すべき金額がなくなった場合でも、滞納者が給付制限となった際の市側の資料とするため、最低でも10年間保存する必要がある。

オ 催告期間については、滞納整理票から手計算で催告対象金額と催告期間内の収納金額を累計しなければならない。

そこで、滞納整理事務をシステム化し、藤沢市介護保険システムに追加することにより、事務処理の適正化・効率化を図り、職員が本来密に行うべき滞納者への電話催告・訪問徴収・納付相談などの時間確保を通じて、滞納者の情報を正確に把握し、よりきめ細かな対応が可能となる。その結果、給付制限の抑制や未収金確保につながる。

また、本システムの活用により、事務の省力化、ペーパーレス化を実現し、さらには滞納情報の緻密な分析が随時可能となることから、効率的な滞納整理計画の立案が可能となる。

以上のような理由から、新たに滞納整理事務をシステム化することで、効率的な滞納整理事務処理体制の確立と合理化を図るものである。

よって、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関の説明によれば、安全対策については、以下のような措置を講じることである。

ア サーバ（新設）の設置場所

入退室管理システムを備えた新館3階のサーバ室（各課共用）に設置し、情報システム管理者及び情報システム担当者以外の入室を防止する。

イ クライアント端末（既存）に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課職員以外の不正アクセスを防止する。

ウ 介護保険Webソリューションシステム(GUシリーズ)に係る操作者の制限システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課資格・保険料担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市介護保険シス

テム個人情報取扱要領」を遵守する。

以上より、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上